

## Client Alert

15 January 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ  
アソシエイト  
03 6271 9538  
[Megumi.Santo@bakermckenzie.com](mailto:Megumi.Santo@bakermckenzie.com)

## カンボジア税関における知的財産権登録システム（IPRRS）が試行開始

2024年9月1日、カンボジア税関総局（General Department of Customs and Excise）は、水際での知的財産権侵害取締りを強化するため、オンラインでの税関登録制度である知的財産権登録システム（IPRRS）の試行を開始した。

### 詳細

これまで税関登録制度が存在しなかったカンボジアで、知的財産権の強化促進を目指し、新たにオンラインによる知的財産権登録システム（IPRRS）がスタートした。

試行開始された IPRRS は、国境での知的財産権犯罪や権利侵害を防止することを目的とするもので、知的財産権の権利者は、知的財産権を有する商品の特徴を IPRRS にオンラインで記録することができるようになった。

これにより、真正品と模倣品を識別するのに役立つ情報を税関当局に提供可能となり、職権での水際取締りがより活発に行われることが期待されている。タイムリーかつ効果的な方法で偽造品を取り締まることができると同時に、権利者は、知的財産権を侵害している輸出入商品について、通関手続を停止するよう申請することが可能となる。現在、IPRRS に記録可能な知的財産権は、商標、地理的表示、著作権の3種類とされている。

登録は以下のポータルサイトより行うことが可能である。

<https://trader.customs.gov.kh/en>